

広報 たかはた

1
NO.987

迎春

Topic

- 町長・町議会議長より新年のごあいさつ
- 新春文芸
- 山形県知事選挙
- 民生委員・児童委員はあなたの身近な相談員です

人口と世帯数

12月1日現在

| | |
|-----|----------|
| 人口 | 24,093 人 |
| 男 | 11,730 人 |
| 女 | 12,363 人 |
| 世帯数 | 7,548 世帯 |

新年のごあいさつ



高島町長

寒河江 信

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、輝かしい新年を健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。また町政各般にわたり、特段のご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

さて昨年は、町内の中学校を統合し新生「高島中学校」が開校し、県内でも屈指の大規模中学校が誕生しました。そして、8月に開催された全日本中学校陸上競技選手権大会に出場した高橋辰壽君(3年)が男子四種競技で日本一に輝いたことは、教育環境の整備充実の成果が発揮されたものと大変嬉しく、喜ばしいことでもあります。

また、街並みにぬくもりのある景観をもたらす、高島石の建造物として全国的に著名な「旧高島駅舎と関連施設」が、国の登録有形文化財に決定するなど、名誉な出来事もありました。

今年の町政運営につきましては、これまでの取組みを検証し、改善を図りながら第5次高島町総合計画後期基本計画の「総仕上げ」を行い、次期総合計画につながる取組みを

行ってまいります。

特に平成27年度に策定した「たかはた未来創生総合戦略」を着実に推進するため、少子高齢化に対し子供を生み育てやすい環境づくりを進めるとともに、教育の充実による人間性豊かな人材を育成する施策の展開、人口減少に対応したまちの特色を活かした創造性あふれる施策の推進、ゆるぎない自立に向けた地域社会における生活基盤の整備・充実、そして町民や地域、企業と連携し協働と共生を基本とした新たなつながりの創生など、主要施策を積極的に展開し、未来に向かって持続可能な「たかはたらしい」まちづくりを進めてまいります。

全日本50km競歩高島大会でこれまで3度優勝した荒井広宙選手が、昨年開催されたりオデッセイナイロオリンピックで、日本人初の銅メダルを獲得されました。荒井選手は10月に高島中学校で講演され、子供たちに向けて、夢や目標を持って努力をすることの大切さや、出会いに感謝することを伝えてくださいました。

町としましても、次世代を担う子どもたちの健全な育成は、いつの時代にあっても何より重要なことであると考えます。子どもたちが夢を抱き、その夢が実現され、そして誇れる町と感じてもらえるよう、これからも教育環境の整備や指導者の充実、人材育成に注力してまいります。

本年も、高島町の豊かな未来を築くため、皆様方のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、迎えられる新年が爽り多き一年となりますようお祈り申し上げます。

2017年(平成29年)

謹賀新年



高島町議会議長

佐藤 仁一

あけましておめでとうございます。
町民の皆様には、お健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年中は議会活動に対し、町民皆様の特段のご理解とご支援、ご協力を賜わり厚くお礼を申し上げます。

昨年は、降雪が大変少ない年でしたが、例年になく台風が多い年となり、特に台風9号、10号については、当町にもっとも近づいたところでした。しかしながら、早めの避難所開設を行うなど、防災対策に万全を期したことから、大きな被害もなく安堵したところでした。

さて国外では、リオデジャネイロにおいてオリンピックが開催され、若いアスリートたちの熱い戦いが、連日繰り広げられ、世界中を魅了し感動を与えました。そんな中で、日本は史上最多の41個のメダルを獲得し、前回のロンドンオリンピックを上回る活躍ぶりでした。このメダルラッシュは、次回の2020年の東京オリンピックへ引き継がれるものと思います。

我が町においては、高島中学校3年の高橋辰壽君が、全日本中学校陸上競技選手権大会の男子四種競技において第1位に輝き、全国の頂点に立ちました。これは、4年後のオリンピック出場も夢ではなく、町をあげて応援してまいりたいと思っています。

また、昨年4月には高島中学校の竣工・開校式を迎えることができました。このことは、町当局および町教育委員会の並々ならぬご努力と、側面からしっかりと支えてくださいました遠藤利明前東京オリンピック・パラリンピック大臣をはじめとして、山形県および山形県教育委員会、そしてPTAならびに各地域の関係各位に、心から敬意を表し、感謝を申し上げます。おかげさまで、立派な校舎が完成いたしました。今後はこの校舎を、主役となる生徒たちと先生方が有効に活用し、将来の高島町を担う有為な人材の育成を期して日々努力していただきたいと思っております。

さて、国内経済は、英国のEU離脱やアメリカ大統領選などの不安材料も多くあり、我

が国の経済は深刻な状況にあるものと受け止めています。このような状況の中で本町の経済も先行きが大変不透明で心配される場所でもあります。

議会としましては、平成29年度に向けてスタートし、町民の負託に応えるべく決意を新たにしているところです。景気雇用の問題、少子高齢化の問題など多くの課題が山積みしている訳ですが、一つひとつ解決に向けて精進しなくてはなりません。そのためにも議論を通じ、是々非々で本町発展のため議員一同鋭意努力致して参りますので、町民の皆様のご指導をよろしくお願い致します。

結びに、この新しい年が、町民の皆様にとりまして希望に満ちた輝かしい一年となりますことを心からご祈念申し上げます。よろしくお願いいたします。

新春文芸

俳句

五百羅漢

村上 清江

修復の羅漢に紅葉明りかな

鴨の二羽同じリズムで水潜る

稽田ひつじたに虹立ち上がる出羽野かな

明け方の鳩峰山や淑気しゆくき満つ

川柳

丁酉ひのととり

高橋 勝柳子

一陽来福夢に大きく東天紅とうてんこう

幸福を呼び込む酉の関とぎで冴さえ

二羽の酉仲むつまじくケツコーと

平和への希ねがいを叫ぶ酉の群

短歌

新年

黒田 敦

しんしんと雪降る夜半の明るみて

平和を思い除夜の音ねをきく

あやまちを幾つ重ねし年明けて

神の鈴振る酉の音清すがしも

酉年に柴燈焼さいとうやきの赤々と

火柱あがり福を呼びこむ

新玉の春陽のさせる鳩峰に

まほろばの里の飛躍を願う

今年の干支は

酉



2017年は酉年です。

干支の「酉」は「ニワトリ」のこと。単に鳥というニワトリ(鶏)を思い浮かべる人も多いようですが、ニワトリは人間と最もなじみの深い鳥といえます。

外見で特徴的なのは、赤い「鶏冠とじかか」と、「肉ぜん」と呼ばれるあごの部分で、ともに皮膚が発達したものです。

昔は農家の庭先などで飼われていて、文字通り「ニワトリ」でした。ニワトリの翼は比較的小さく、飛ぶことは得意ではないようですが、短距離なら飛ぶことができます。「鶏鳴」という言葉があるように、朝の訪れを告げる甲高い鳴き声もニワトリの特徴の一つですが、そうした鳴き声を聞く機会も少なくなりました。

身近でなくなりつつあるニワトリですが、一方で、ニワトリが産む卵には大いにお世話になっております。卵そのものを調理したのもや、パンや菓子など卵を原材料として用いている食品を含めれば、卵が私達の食卓を飾らない日はないといつていいでしょう。

その卵を、日本人は1年間にどのくらい食べているのかというと、近年の世界統計によると、日本人は一人当たり年間300個以上消費しており、これは世界でもトップクラスです。やはり、ニワトリにはずいぶんお世話になっているわけですね。

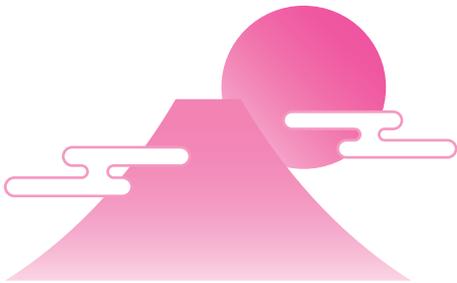
詩

吾妻山

橘 朱果

おもちやのような車が
橋や堤防の上を走る
走るといふよりレールの上を
すーっと滑るように見える
広い河川敷は
まだ残雪で真っ白だ
夕日のわずかな赤味が
吾妻山の山脈やまなみに反射し
春霞とともに乳色の空との境界を
切り取っている
闘牛の背のように
ごつごつした逞たくましい肌
それらが置賜の眼前まへを遮る
何万年、何億年と変わらぬ姿で
立ちほだかつてきた吾妻山
「吾妻山を越えなければ」と
誰しもが嘆いてきた
吹雪ふぶく朝、東京に立つ
吾妻を越えれば雪一つない
「ええ、これは何だ！」
と置賜の人は驚く

「天然の差別！」と叫んでしまう
それでも置賜の人は
吾妻を越えようとはしない
少々の雪は苦にしない
大雪だつて気にはしない
雪国の人は雪との付き合いが上手
雪で日常生活が滞とどまることはない
「雪を越えなければ」と口にはするが
住めば都、誰一人として
この地を去らない
吾妻山がきれいな水や農作物を
保障してくれる
立ちほだかつて放射能も
遮つてくれた
ああ、汝に感謝こそすれ
汝を恨むのは的外まどはずれ
私共は計り知れない恵を
享受きやうじゆしているのだ



ニワトリ(鶏)に関することわざや慣用句はあまり聞きません。

「鶏口となるも牛後となるなかれ」は、鶏を小さな組織、牛を大きな組織にたとえて、大きな集団や組織の末端にいるよりも、小さくてもその頭となるほうが良いということ。小さくとも勇ましいニワトリの姿が思い浮かびます。

「鳥」に関することわざ・慣用句はいくつもありそうです。

「籠の鳥」は、籠に入れられた鳥は自由に飛べないことから、自由を奪われていること、または、その境遇にある人。

「閑古鳥が鳴く」の閑古鳥とは、かつこうの別名。人気のない山奥でかつこうが寂しげに鳴く様子から、「人が集まらず、もの寂しい様子」。特に、「商売などがはやらない様子」のたとえです。

「一石二鳥」は、1個の石を投げて2羽の鳥を落とすという意味から、一つのこと同時に二つの利益を得ることです。

「立つ鳥跡を濁さず」は、立ち去るものは、あとを見苦しくないようきれいにしておくべきであるという戒めのこと。引き際が潔ききれいであることのたとえです。

「飛ぶ鳥を落とす」は、空を飛んでいる鳥でさえも圧倒されて地に落ちてしまうほどの勢いという意味から、権力や威勢が非常に盛んな様子のことです。

2017年も、ニワトリのように勇ましく、飛ぶ鳥を落とす勢いで、1年のスタートダッシュといきましょう。閑古鳥は追い払い、あわよくば一石二鳥で、たくさんのご利益を得たいもの。そして何事も、引き際は潔く——。ともあれ、みなさまにとつて、2017年がよい年でありますように。

第5次高畠町総合計画(後期基本計画)における指標の達成状況について



平成21年度を初年度とする「第5次高畠町総合計画」(平成21年度～30年度)を『いのち輝く未来宣言』とし、その実現のため後期基本計画において政策ごとに具体的な数値等で示した86の関連指標を設定しています。

指標については、平成30年度の目標値に対し、その達成状況を毎年確認するとともに、公表することとしており、今回は平成27年度における後期基本計画の進捗状況を取りまとめました。

なお、指標の内容等、詳細については町ホームページに掲載しております。

達成状況の評価区分

86指標のうち数値の把握が出来なかった1指標を除いた85指標について、次の4つの区分により評価を行いました。

◆5年後の目標値に達成

平成27年度末の実績値が、5年後(平成30年度末)の目標値に達した場合

◆現状値から改善

平成27年度末の実績値が現状値から改善し、数値を伸ばしている場合

◆現状値と同等

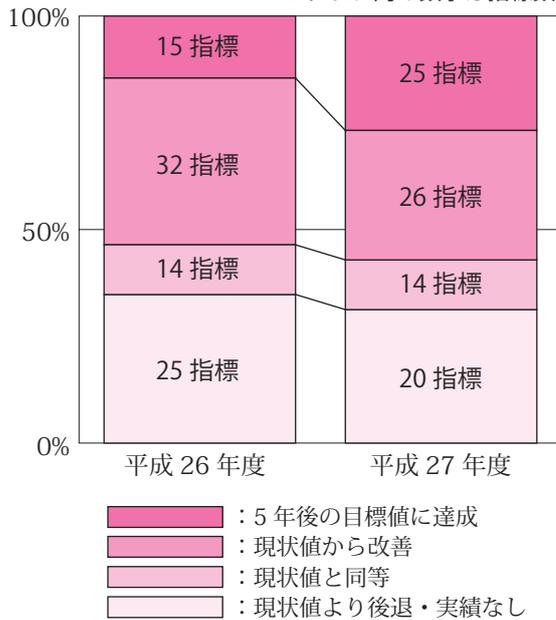
現状値から数値が伸びず、現状値と同等であった場合(活動等の実績がある場合に限る)

◆現状値より後退・実績なし

現状値より後退した場合や、新規件数や実績がなかった場合

※現状値≡平成24年度末の数値

グラフ内の数字は指標数



達成状況の概要

「5年後(10年後)の目標値に達成」となった指標は、平成26年度より10指標増加しており、「現状値から改善」となっていた指標が順調に推移していると考えられます。「現状値と同等」となった指標と「現状値より後退・実績なし」となった指標の割合も減少しており、引き続き目標達成に向け担当部署を中心として取り組んでまいります。

▼問合せ先/町企画財政課企画調整係
☎(52)11112

未達成指標における特徴的要因

◆利用者数、認定者数、登録団体数を目標値にしている指標については、人口減少や高齢化、後継者不足等を起因とする減少傾向がみられる。

◆国内経済はデフレ脱却や経済再生に向けて大きく前進しているものの、足下では、景気回復が雇用の増加や賃金の増加に結びついておらず、消費や投資の増加につながっていないことが要因と考えられる。

今後の取り組みについて

第5次高畠町総合計画「後期基本計画」の平成27年度の進捗状況としては、概ね順調に取り組まれていると評価します。第5次総合計画も仕上げの時期に差し掛かっており、引き続き「めざす町のすがた」の実現に向けて、町民のみならずと行政との協働により課題を解決しながら積極的に取り組んでいく必要があります。

町・県民税の申告期限は 3月15日(水)

▶問合せ先/町税務課住民税係 ☎(52)4477

町・県民税申告書を
1月下旬に送付します

町・県民税の申告をお願いします

平成29年度の町・県民税は、平成28年中の所得金額等に基づいて課税されます。適正な課税のため、申告が必要な方は必ず期限までに申告してください。
平成29年度分申告書にはマイナンバー(個人番号)の記載が必要となりました。

■申告に必要なもの

【本人が申告書を提出する場合】

①申告書

②印鑑

③所得が確認できるもの

給与や年金の源泉徴収票、報酬等の支払調書、営業・農業・不動産の収入がある場合は収支内訳書、帳簿、領収証 など

④所得控除の資料となるもの

医療費の領収書、社会保険料(国民年金等)、生命保険料(個人年金保険料を含む)、地震保険料、小規模企業共済掛金支払証明書、障がい者手帳等の福祉手帳 など

※収入や控除の証明書は、平成28年1月から12月までの1年間に収入があったもの、支払を行ったものが対象となります。

⑤マイナンバー確認に必要なもの

⑥マイナンバーカード(個人番号カード)

①⑥をお持ちでない場合は、個人番号通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写し(住民票記載事項証明書)と、*身元確認書類

【代理人が申告書を提出する場合】

①申告者のマイナンバーカード(個人番号カード) 両面のコピー。

右記がない場合、個人番号通知カードのコピーまたは個人番号が記載された住民票の写し(住民票記載事項証明書)のいずれかと、身元確認書類のコピー。

②代理権を確認できる書類

(同一世帯員の場合は不要です)委任状等

③代理人の*身元確認書類またはマイナンバーカード(個人番号カード)。

※身元確認書類

・運転免許証・公的医療保険の被保険者証・パスポート・身体障がい者手帳・在留カードなどのうち、いずれか一つ。
ただし、写真表示のない身元確認書類の提示または写しの提出を行うときには2種類以上必要です。

■申告書の送付対象者

【申告書が送付される方】

町・県民税申告書は、税務署から所得税の確定申告書が送付されない方で、一定の要件にあてはまる方に送付します。また、事前に申告書が必要な旨の連絡があった方には送付いたします。

【申告書が送付されない方】

主に、前年の申告内容が次のような方です。
①無職(無収入)かつ、被扶養者(他の誰かの扶養)の方
②年金収入のみで申告書を提出していない方
③給与収入のみで住民税が給与から差引されている方

■申告は郵送が便利です

「申告の手引き」を参考に申告書を作成し、マイナンバーカード(個人番号カード) 両面のコピー(上記がない場合、個人番号通知カードのコピーまたは個人番号が記載された住民票の写しのいずれかと、身元確認書類のコピー)と、必要書類を添付して税務課に郵送してください。

■申告相談

申告書の書き方がわからない方は、申告相談会場にお越しください。

★申告相談の会場は高島町中央公民館2階大会議室となっております。行政区ごとに相談日を設けております。詳細は、日程表をご確認ください。

●所得税の確定申告は税務署へ
所得税の納付・還付のある方、
確定申告書を送付された方などは、
税務署にご相談ください。
▼米沢税務署 ☎(22)6320
〒992-0039
米沢市門東町一丁目1番9号



事業主のみなさまへ

平成29年度(平成28年分)「給与支払報告書」の提出期限は1月31日(火)です。

町・県民税あなたの申告は必要？不要？

スタート

スタートから始めて「はい」「いいえ」の矢印にそって進んでください。
申告手続きは、おおむねこのとおりとなります。

平成29年1月1日現在、高畠町に住所がありましたか？

いいえ

高畠町への町・県民税申告は不要です。

ただし、前年中に収入があった方は、平成29年1月1日現在居住の市区町村へ申告してください。

平成28年中（1月～12月）に収入はありましたか？

いいえ

町・県民税の申告は不要です。

ただし、申告書が届いた方は、申告書の「平成28年中収入なし」欄に○を記入し提出してください。また、国民健康保険税の算定や所得や税に関する証明書の発行のために申告が必要な場合があります。

税務署へ確定申告書を提出しますか？

はい

町・県民税の申告は不要です。

税務署に確定申告書を提出すれば、町・県民税の申告がされたものとみなされます。

平成28年中に給与または公的年金以外の収入はありましたか？

いいえ

いいえ

給与収入がある方：
年末調整は済んでいますか？

はい

町・県民税の申告は不要です。

いいえ

町・県民税の申告が必要です。

公的年金収入のみの方：
所得控除は受けますか？

はい

町・県民税の申告は不要です。

いいえ

はい

次のいずれかの申告が必要です。

営業・農業・不動産所得等の平成28年中の収入状況について申告が必要です。

町税務課への町・県民税申告

- 税務署への確定申告が必要ない方でも、給与、公的年金以外に収入がある方は、税務課への申告が必要です。ただし、税務署に確定申告書を提出すれば、税務課への申告は不要です。
- 公的年金収入が400万円以下で税務署への確定申告が必要ない方でも、公的年金以外に20万円以下の収入がある方は税務課への申告が必要です。

税務署への確定申告

- 営業・農業・不動産等の所得の合計額が所得控除の合計額を超える方
- 年末調整済みの給与所得者で、給与以外の所得が20万円を超える方
所得税の納付・還付が必要な方は、税務署への確定申告書の提出が必要です。税務課の申告相談でも確定申告書を税務署へ提出することができます。

平成29年度分 町・県民税個人申告相談受付日程

混雑を緩和するため、行政区ごとに相談日を指定させていただいておりますので、ご確認のうえおください。指定された日でない日に申告相談する場合は、指定されている行政区の方が優先となりますので、ご了承ください。

— 申告相談会場は「町中央公民館大会議室(2階)」です —

| 月日 | 曜日 | 午前の部 | 午後の部 | 地区 |
|------|----|--|------------------------------|-----|
| | | 受付時間／8時から11時まで 申告相談／8時45分から | 受付時間／正午から15時まで 申告相談／13時から | |
| 2/10 | 金 | 給与・年金のみの所得者で、還付申告（医療費控除等）のある方の受付となります。 | | 全地区 |
| 13 | 月 | 下和田南・馬頭東・馬頭西 | 佐沢上・佐沢下・南佐沢 | 和田 |
| 14 | 火 | 川北下・海上小倉・立石 | 中和田東部・中和田西部 | |
| 15 | 水 | 元和田北・元和田西 | 下和田十二・下和田北 | |
| 16 | 木 | 上和田第一・上和田第二・上和田第三 | 両組・川北上 | |
| 17 | 金 | 上町・仲町・元山崎 | 本町・石岡 | 糠野目 |
| 20 | 月 | 共栄・蛇口・津久茂 | 宮町・下町 | |
| 21 | 火 | 上平柳・西町 | 三軒屋・沢口・中瀬 | |
| 22 | 水 | 家中・小其塚・駅前 | 夏刈・上山崎・若葉平・駅前 | 二井宿 |
| 23 | 木 | 上駄子町・弁天前・下宿 | 上宿・田沢・筋 | |
| 24 | 金 | 中・入 | 大町一・大町二 | 高島 |
| 27 | 月 | 大町三・横町・桜木町・北目 | 幸町一・幸町二・幸町三・塩森 | |
| 28 | 火 | 荒町一・荒町二・旭町 | 御入水・青葉町・飯森 | |
| 3/ 1 | 水 | 安久津一・安久津二・緑町 | 鳥居町・小郡山・高安 | |
| 2 | 木 | 駄子町・蛭沢・入蛭沢 | 弥生町 | 高島 |
| 3 | 金 | 泉岡・元町三 | 金原湯在家・金原熊の前・金原新田・元町 | |
| 5 | 日 | 休日相談 全地区対象の受付となります。 | | 全地区 |
| 6 | 月 | 時沢・大笹生 | 野手倉・日向 | 屋代 |
| 7 | 火 | 細越・山越・竹向・中組 | 根岸・深上・西館 | |
| 8 | 水 | 竹上・竹中・竹下・砂押 | 中才・東本町 | |
| 9 | 木 | 大新・西本町 | 館の内・桐町・屋代山崎 | |
| 10 | 金 | 相森 | 柏木目・三条目・川沼 | 亀岡 |
| 13 | 月 | 亀岡一・亀岡二・亀岡三 | 亀岡四・入生田南 | |
| 14 | 火 | 入生田西・入生田北 | 露藤上・露藤中 | |
| 15 | 水 | 中島南・露藤下 | 中島北・船橋・文殊ヶ丘 | |

※3月5日(日)は休日相談いたします。地区指定を行わないため大変な混雑が予想されますので予めご了承ください。

**冬期間につき、大型除雪車による早朝除雪作業を行っております。
作業の安全のため、午前7時前のご来場はご遠慮くださるようご協力お願いいたします。**

平成28年分以降の確定申告書・住民税申告書の提出の際には、

マイナンバーの記載＋本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

本人確認書類

◇マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

・マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。

◇マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- ・通知カード
- ・住民票の写しまたは、住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り）などのうちいずれか一つ

身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- ・運転免許証・公的医療保険の被保険者証
- ・パスポート・身体障害者手帳
- ・在留カード などのうちいずれか一つ

※写真表示のない身元確認書類の提示または写しの提出を行う場合は2種類以上必要です。

固定資産税 償却資産について

▼問合せ先／町税務課資産税係
☎(52)2078

〔償却資産の申告〕

高島町内に償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっております。

申告する必要がある方には、既に申告書を郵送しておりますが、初めて申告される方や申告用紙等が不足した場合など、ご不明な点等がございましたら、税務課資産税係にご連絡ください。

☆所得の申告とは別に申告書の提出が必要ですよ

▼申告期限／1月31日(火)
▼提出・問合せ先／町税務課資産税係 ☎(52)2078

申告の方法および提出書類

○印は提出が必要です。

| 区分 | 対象者 | 提出書類 | | |
|-----------|--|------|-----------------------------------|--------------------------------|
| | | 申告書 | 種類別明細書 | 細目一覧表 |
| 初めて申告される方 | ① 平成28年中に高島町内で事業を始められた方またはリース資産を設置された方 ② 今まで申告をしていない資産がある方 | ○ | ○ 賦課期日(1月1日)現在、高島町内にある全ての事業用資産 | / |
| | ③ 該当資産がない方 ※ 該当資産がない方は、申告書「17.備考」欄にある「該当資産なし」を○で囲んでください | ○ | × | / |
| 前年度申告された方 | ① 申告資産に増減・変更がある方 ・平成28年1月2日から平成29年1月1日までの間に取得した資産または減少した資産 ・申告もれ資産 ・その他変更があった資産 | ○ | ○ | ○ H28. 1. 1 現在所有の資産が印字されたもの |
| | ② 申告資産に増減・変更がない方 | ○ | × | ○ |
| | ③ 廃業・解散・転出等をされた方 該当資産がない場合 ※ 申告書「17.備考」欄に「廃止・解散・転出等」の旨と、その年月日をご記入ください | ○ | × | ○ |

申告する必要がある方

平成29年1月1日現在において、事業(営業、農業、不動産業など)を行ううえで使用できる償却資産を所有している個人や法人です。また、償却資産を共有されている方は、各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員の連名で申告ください。(例：たかはた太郎 まほろば 共同)

実地調査について

申告書受付後、確認作業の一環として実地調査を行うことがあります。その際は、所得申告書添付書類(減価償却資産の計算書等)の写しを提出していただくことがありますので、ご協力をお願いいたします。なお、調査の結果によっては、申告書を修正していただくことがあります。その場合、現年度だけでなく、過年度にさかのぼって課税することもありますので、あらかじめご承知おきください。

介護保険による 税控除のお知らせ

▼問合せ先／町福祉課介護保険係
☎(52)1288

所得税の確定申告に向けた介護保険サービスの医療費控除についてお知らせします。

〔介護保険サービスを利用した場合の医療費控除〕

平成28年1月から12月までに介護保険サービスを利用して負担した利用料については、医療費控除の対象になるものがありますので、ご確認ください。確定申告の際に、医療費控除となる金額が記載された領収書を添付することで控除を受けることができます。

◆特別養護老人ホームをご利用の方

介護保険利用者負担分(1割または2割)および食費・居住費負担分としてお支払いいただいた額の2分の1相当額が医療費控除の対象になります。

◆介護老人保健施設および介護療養型医療施設をご利用の方

施設サービス費にかかわる自己負担額および個室・特別室の使用料(診療または治療を受けるため、やむを得ず支払うものに限ります)について医療費控除の対象になります。

◆在宅サービスをご利用の場合

居宅サービス計画にもとづいて利用した、次に掲げる居宅サービスでの自己負担額が医療費控除の対象になります。

確定申告書作成会場開設のお知らせ

★確定申告は自宅でもできる
e-Taxでお早めに!

▶開設期間/2月16日(木)から3月15日(水) (土・日・祝日を除く)

▶開設時間/9時～16時

▶場所/フジワビル(旧称:米織会館)3階大会議室 米沢市門東町1-1-5

※会場開設前は、税務署内を含め申告書作成会場を設置しておりません。少ない職員での対応となり、長時間お待ちいただく場合がございますので、会場開設期間中にお越しく下さい。

※駐車台数に限りがありますので、公共交通機関などをご利用ください。

※確定申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」でも作成することができます。

3月になると大変混み合います! 早めのご来場をお勧めします。

住宅借入金等特別控除の確定申告書作成指導会

平成28年中に、住宅ローンなどによりマイホームを新築・購入し、または増改築などをされた方は、一定の要件にあてはまる場合に、所得税の税額控除(住宅借入金等特別控除)を受けることができます。米沢税務署では、次のとおり住宅借入金等特別控除を受けようとする方を対象とした「確定申告書作成指導会」を開催します。

▶日時/2月14日(火)・15日(水) 9時～16時

▶会場/フジワビル(旧称:米織会館)3階大会議室 米沢市門東町1-1-5

※両日にお越しただけでない場合でも2月16日(木)～3月15日(水)までの間(土・日・祝日を除く)、フジワビル3階 確定申告作成会場で受け付けます。

▶確定申告に必要な主な書類

(1)共通する書類

①所得金額のわかる書類/ア、給与および年金所得者の方は源泉徴収票 イ、事業所得者などの方は青色申告決算書または収支内訳書 ウ、上記以外の所得のある方は、その所得金額のわかる書類

②所得控除のわかる書類/国民健康保険税領収証などの各種所得控除(社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費控除など)のわかる書類。(給与と所得者の方で年末調整の際に勤務先に提出した書類は必要ありません)

(2)住宅を新築・購入された方

①住民票の写し

②家屋および土地の登記事項証明書(登記簿謄(抄)本)

③家屋および土地の工事請負契約書(写し)または売買契約書(写し)

※家屋のみを取得した場合には、②③のうち土地の分の書類は不要です。

④住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

⑤各種補助金または給付金等の交付を受けている場合は、その金額を明らかにする書類(写し)

(3)住宅を増改築された方

(1)(2)の書類に加え、建築確認済証(写し)、検査済証(写し)または建築士などから交付を受けた増改築等工事証明書

※認定長期優良住宅の新築、バリアフリー工事および省エネ改修工事による住宅借入金等特別控除の適用を受けようとする場合、その他申告に必要な書類などについてはお問い合わせください。

ります。確定申告の際にこれらの領収書を添付することで控除を受けることができます。指定居宅事業者が発行する領収証に、医療費控除の対象になる医療費の額が記載されることになっています。

◎訪問看護

◎訪問リハビリテーション

◎居宅療養管理指導

◎通所リハビリテーション

◎短期入所療養介護(ショートステイ)

・このほかに、これらのサービスと併せて利用することで医療費控除の対象になる次のサービスがあります。

◎訪問介護(生活援助中心型を除く)

◎訪問入浴介護

◎通所介護(デイサービス)

◎短期入所生活介護(ショートステイ)

【おむつ費用の医療費控除】

おむつ代の医療費控除を初めて受ける場合は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、証明書発行の次年度以降、介護保険の要介護認定を受けている方で、次の条件に該当すれば、町福祉課で証明書を発行することができますので、町福祉課介護保険係に申請してください。

●介護保険要介護認定で使用する主治医意見書の次の3項目全てに該当するもの

1. 平成28年1月1日以降に作成されたもの

2. 障害高齢者の日常生活自立度(ねたきり度)がB1以上

3. 尿失禁発生の項目が記載されたもの

※証明書は1通400円です。

「山形の、未来につながるこの一票。」

任期満了にともなう山形県知事選挙が、1月22日（日）に行われます。
今回の選挙は今後の県政を担うきわめて重要な選挙であり、わたしたちの考えを県政に反映させるもっとも良い機会です。忘れずに投票しましょう。

投票日は **1月22日（日）**

山形県知事選挙の概要

- 公示日／1月5日（木）
- 選挙人名簿
登録基準日・登録日／1月4日（水）
- 投票日／1月22日（日）
町内 17 投票所 7時～20時
- 開票／高島町中央公民館 21時～

今回の選挙で投票できる方

投票するには選挙人名簿に登録されていなければなりません。選挙人名簿には、次の条件（①と②）を満たす方が登録されます。

- ①年齢／1月22日現在で満18歳以上（平成11年1月22日以前に生まれた方）
 - ②住所／高島町に居住していること（10月4日までに転入届を済ませていること）
- 県内に転出した場合は、転出してから4ヶ月以内であれば高島町で投票ができます。

山形県内へ転出・山形県内から転入された方

平成28年9月22日以降に山形県内へ転出した方

高島町の選挙人名簿に登録されていて、その異動が一回限りであれば高島町で投票することができます。
ただし、この場合は、転出先等の市町村長が発行する「引き続き山形県の区域内に住所を有する旨の証明書」が必要となりますので、必ず証明書（無料）をご持参のうえ、投票してください（期日前投票および不在者投票の場合も同じです）。

なお、これ以外の転出については、ケースにより異なりますので、最寄りの選挙管理委員会で確認してください。

平成28年10月5日以降に山形県内から転入された方

高島町では投票ができませんが、県内での住所の異動が一回限りであれば、前住所地の選挙管理委員会で投票することができます。この場合、高島町町民課窓口で、「引き続き山形県の区域内に住所を有する旨の証明書」の交付を受けてください。

なお、10月5日以降に山形県外から転入された方は、投票できません。

12月20日から町内で引越された方は 前住所地の投票所で

選挙の間近に引っ越しの届出をした場合は、選挙事務が複雑になるため、法律に基づいて投票所の変更を延期することになりますので、投票所を間違わないでください。

また、投票所入場券も前の住所地に郵送されますのでご確認ください。

投票所入場券をお忘れなく！

投票所入場券は、圧着ハガキ（ハガキ1枚につき4人分を記載）で世帯ごとに郵送されます。投票所および期日前投票所の入場券として使用することになりますので、誤って捨てたりしないようご注意ください。また、入場券は公示後に郵送しますが、届かない場合や内容に誤りがある場合は、高島町選挙管理委員会にお問い合わせください。

「投票所入場券」と「宣誓書兼請求書」が1つになります

今回の山形県知事選挙から、「投票所入場券（ハガキ）」の裏面に「期日前投票宣誓書兼請求書」を追加します。事前にご記入して期日前投票所にお越しいただきますと、よりスムーズに投票していただけます。

※投票日に投票する場合は、「宣誓書兼請求書」への記入は必要ありません。（期日前投票でのみ使用）

※「宣誓書兼請求書」は必ず選挙人ご本人が自署してください。

投票入場券
(裏面)
見本

期日前投票宣誓書 兼 請求書 平成29年 月 日

| | | | |
|------|---------------|----|-------|
| 氏名 | 高島 太郎 | 性別 | 男・女 |
| 住所 | 高島町大字〇〇〇 △△番地 | | |
| 生年月日 | 明・大・昭・平 | 年 | 〇月 〇日 |

選挙名：山形県知事選挙
私は選挙の当日、次の事由に該当する見込みです。
下記が真実であることを誓い、投票用紙を請求します。

| | |
|----------------------|-------------------|
| 該当する事由の番号を○で囲んでください。 | |
| 1 | 仕事、学業、冠婚葬祭等に従事 |
| 2 | (投票区外への) 外出、旅行、滞在 |
| 3 | 病気、出産、負傷等のため、歩行困難 |
| 4 | 交通至難の地 () に滞在 |
| 5 | 住所移転のため、本町以外に滞在 |

期日前投票に来られる日付をご記入ください。

氏名をご記入ください。

性別を「○」で囲んでください。

住所・生年月日を記入してください。

選挙当日、投票できない事由の番号を1つ「○」で囲んでください。

選挙公報が発行されます

山形県知事選挙の候補者の氏名・経歴・政見等を掲載した選挙公報が発行されます。1月12日以降に各家庭に配布する予定ですので、貴重な一票を投じるための目安にしてください。

投票区および投票所の変更について

前回の選挙より投票区および投票所が一部変更となっておりますので、投票入場券に記載されている投票区および投票所をご確認ください。

期日前投票所の増設について

みなさまの投票環境の向上を図るため、今回の山形県知事選挙から期日前投票所を、新たに1か所増設し、計2か所設置します。

投票日当日、仕事や旅行等で投票にお越しいただけない方は、ぜひ最寄りの期日前投票所をご利用ください。

| 期日前投票所 | 投票できる期間および時間 |
|----------------------------|---|
| 高島町役場期日前投票所 (役場1階第5会議室) | ●期 間／1月6日(金)～1月21日(土) ●時 間／8時30分～20時 |
| 生涯学習館期日前投票所 (情報交流室) | ●期 間／1月19日(木)～1月21日(土) ●時 間／9時～17時 |

※ 高島町役場と生涯学習館は、投票できる期間および時間が異なります。

※ 指定病院等（町内では公立高島病院・まほろば荘・たかはた荘・はとみね荘）に入院（入所）している方は、施設内での不在者投票が可能ですので、希望する方は施設へ直接申し込みください。

選挙についてのお問い合わせは

高島町選挙管理委員会事務局まで

役場第6会議室(1階) ☎ (52) 3 1 5 4

米食味コンクール

【各賞の受賞者】

〈敬称略〉

| | つや姫の部 | コシヒカリの部 |
|------|-----------------|----------------|
| 最優秀賞 | 渡部利七 (入生田北) | 菊地卓大 (下和田南) |
| 優秀賞 | 金子和三四郎 (東本町) | 関正一 (佐沢上) |
| 優良賞 | 横山裕一 (三条目) | 平勉 (中和田西部) |
| | 渡部京一 (下和田12) | 庄司和美 (下和田南) |
| | 渡部宗雄 (元和田西) | 猪野国雄 (馬頭東) |

「第13回高島町米食味コンクール」の二次審査が、12月7日(水)に屋代地区公民館で行われました。

つや姫の部24人、コシヒカリの部25人の応募があり、食味計による一次審査の結果、各品種上位5名が二次審査に進みました。

最優秀賞受賞米は、JR高島駅構内のレストランで1月14日まで提供されます。



渡部利七さん



菊地卓大さん

明るい社会をつくろう

11月18日(金)、平成28年度“社会を明るくする運動”作文コンテストの表彰式が、町中央公民館で行われました。受賞者は右記のとおりです。

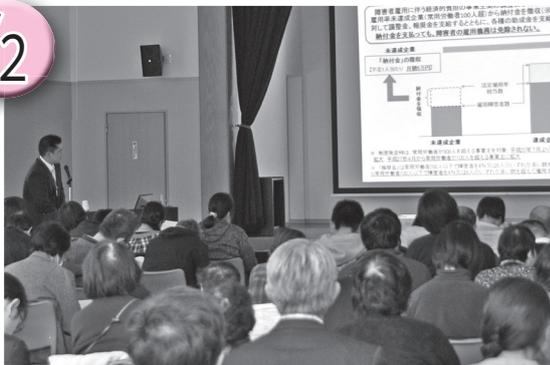


〈敬称略〉

- 【小学生の部】 最優秀賞 佐藤 未空 (二井宿小6年)
 優秀賞 柴田 一 (高島小4年)
 野本 大輔 (糠野目小6年)
 (山形県推進委員会優秀賞受賞)
- 奨励賞 田村 悠輝 (糠野目小6年)
 猪飼 夏海 (糠野目小6年)
 安部 聡希 (屋代小6年)
 伊藤 飛龍 (屋代小4年)
 小林 奏心 (屋代小4年)
- 【中学生の部】 最優秀賞 金子 夢生 (高島中2年)
 優秀賞 服部 愛果 (高島中2年)
 長岡 柊弥 (高島中2年)
 奨励賞 菅原 秀虎 (高島中2年)

障がい者の雇用を考える

12/2



「障がい者の雇用を考えるセミナー」が屋代地区公民館で開催されました。当日は、「ともに生きるやさしいまちづくり」をテーマに、障がい者の就労支援を追ったドキュメンタリー映画の上映や、障がい者雇用を先駆的に行っている町内企業からの実践報告などが行われ、障がい者雇用について理解を深めました。

地域みんなで支え合う

12/8



障がい者の暮らしと支援を考えるシンポジウムが中央公民館で開催されました。シンポジウムでは山形県立こども医療療育センターの伊東愛子先生の講話と、パネルディスカッションを通して、発達障がいについて理解を深めるとともに、関係機関はもちろん、地域の人々で支え合っていくことの大切さを学びました。

障がい者福祉のために

11/21



南陽東置賜地区ふれ愛募金会副会長の寒河江町長から(福)ゆい三友に設備運営資金が贈呈されました。ふれ愛募金は、障がい者の自立支援や社会参加の促進を目的に、東北労働金庫預金者の利息の一部が募金として障がい者施設や福祉事業所に寄贈されます。

働き方を見直そう

11/23



ワーク・ライフ・バランスをテーマに男女共同参画講演会が屋代地区公民館で開催され、元東レ取締役の佐々木常夫さんが、実体験に基づいた仕事術や働き方、人生訓について時折ユーモアを交えて講演しました。

和やかに意見を交わす

11/24



知事と語ろう市町村ミーティングが、町文化ホールで開催され、約100人が参加しました。吉村知事から県政運営についての説明があった後、農業や地域活性化などについて参加者と意見を交換しました。

全国コンクールで入選

12/7



第41回「小さな親切」作文コンクールで見事入選を果たした、阿部みすずさん(糠野目小6年)と高橋優奈さん(高畠中3年)が町教育委員会を訪れ、丸山教育長に入選の報告をしました。

ありがとうございます

12/8



幕井梅拳住職(東泉院:二井宿)の曹洞宗本庁からの永年表彰と米寿を祝う会が開かれ、この中で幕井住職から二井宿地区教育振興会に寄付金が贈られました。

感謝の気持ちを贈る

12/9



高畠中学校の給食でも、新たに自給農産物組合を立ち上げ「地産地消と食品ロス削減」に取り組んでいます。この日、組合の方々を中学校に招いて試食会が開かれ、生徒から感謝のメッセージや学校給食「Smile」プロジェクトDVDが送られました。

民生委員・児童委員は あなたの身近な相談員です

横山 清彦 会長



委員や関係機関との連携を密にし、地域住民のみなさんの身近な相談相手としてお手伝いしていきたいと思っております。
お気軽にご相談ください。

平成28年12月1日

民生委員・児童委員 一斉改選

あたたかな地域社会づくりのために
相談・支援を行います。

民生委員・児童委員は、子どもや家庭のこと、地域のことなどを相談できる一番身近な相談相手です。

12月1日付で71人の民生委員・児童委員が新しく選任されました。これから3年間、それぞれの担当地区で活動するみなさんを紹介します。

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアです。住民の立場に立って相談を受けたり、必要な支援を行ったりしています。高島町社会福祉協議会や福祉委員(区長)などと協力しながら地域福祉の向上のため活動しています。

すべての民生委員は児童委員を兼ね、子どもにかかわる相談も行っています。また、民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣に指名されて、子どもに関する支援活動等を専門に行う主任児童委員がいます。

民生委員・児童委員をご存知ですか



▲12月1日に開かれた委嘱式の様子

こんな活動を
しています

民生委員・児童委員および主任児童委員は地域のみなさんの相談相手として次のような活動を行っています。

民生委員・児童委員

- 福祉に関する心配事や相談を受け、解決のお手伝い
- ひとり暮らしの高齢者への声かけ・安否確認などの見守り活動や支援が必要な世帯の状況把握
- 福祉に関する情報提供や関係行政機関などへの連絡
- ボランティアグループなどと連携した地域福祉活動への参加・協力

主任児童委員

- いじめ・不登校問題の相談や児童虐待の早期発見・対応に向けて、学校や児童相談所など関係機関との連携・協力
- 児童委員との連携による、問題を抱える児童・家庭などへの相談援助

秘密は守ります
お気軽にご相談ください

福祉に関する困りごとや心配ごと、生活の中で気になっていることがあったら、地区の担当委員にお気軽にご相談ください。

問題解決に向けて、窓口となる機関やサービスなどを紹介します。

また、民生委員・児童委員には「守秘義務」があり、個人のプライバシーは厳重に守られます。安心してご相談ください。

問合せ先／町福祉課地域福祉係
☎(52)3564



▲バッジと門標



▶民生児童委員協議会ではプルタブを回収して、車イスを寄贈する活動も行っています。

民生委員・児童委員

高畠地区

〔20人〕



武田 浩司
☎(52)2683
幸町三



直江 博美
☎(52)4575
桜木町・
幸町一・二



井田 操子
☎(52)0630
大町二・横町



阿部 八重子
☎(52)2187
大町一・三



後藤 信一
☎(52)1054
旭町



高梨 健一
☎(52)2921
元町三・元町



加藤 美恵子
☎(52)1476
荒町一・二



菅原 徳幸
☎(52)3637
北目

氏名(敬称略)
自宅電話番号
担当地区



小田部 令子
☎(52)0208
弥生町(1~12組)



本田 正子
☎(52)1169
駄子町



小梁川 さつ子
☎(52)1086
鳥居町



伊藤 秀夫
☎(52)2789
安久津一・二



木村 達彦
☎(52)0882
青葉町・緑町



日詰 徳雄
☎(52)2766
御入水



木村 賢治
☎(52)0330
金原湯在家・
熊の前・新田



渡部 一博
☎(52)1895
塩森・飯森



高橋 正明
☎(52)3925
泉岡



大河原 茂
☎(52)3125
小郡山・高安



森谷 豊
☎(52)0878
蛭沢・入蛭沢



湯川 得成
☎(52)3277
弥生町(13組~33組)



市川 幸子
☎(52)1725
中



島津 永雄
☎(52)2993
筋



佐藤 正良
☎(52)3372
下宿・田沢



神保 良子
☎(52)0748
上宿



佐々木 一
☎(52)0975
上駄子町・弁天前

二井宿地区

〔6人〕



原田 利憲
☎(52)1841
竹上・竹中・
竹下・竹向



新江 眞佐子
☎(52)0957
根岸



齋藤 正
☎(52)1693
日向・大笹生・
細越・山越



竹田 秀一
☎(52)0392
時沢・野手倉

屋代地区
10人



市川 喜栄子
☎(52)3437
入



笹原 逸郎
☎(52)3504
相森



関 澄夫
☎(52)1965
三条目



近野 俊信
☎(52)0885
館の内・桐町・
山崎・柏木目



金子 秀次
☎(52)0561
東本町・西本町・
川沼



岡崎 百合子
☎(52)1789
大新・中才



八巻 栄子
☎(52)3796
深上・西館・
中組・砂押



近野 恭博
☎(57)3708
露藤上・中・下



近野 八重子
☎(57)2880
入生田西



近野 久美子
☎(57)2945
入生田南



渡部 正弘
☎(57)2754
亀岡四・入生田北



大越 敏美
☎(52)0765
亀岡一・二・三・
文殊ヶ丘

亀岡地区
7人



渡部 信子
☎(56)2136
川北上・下



鈴木 和夫
☎(56)2054
両組



中川 正子
☎(56)2379
上和田一・二・三

和田地区
10人



川村 千鶴子
☎(57)2618
船橋



安孫子 久
☎(56)2565
中島南・北



竹田 和子
☎(56)2093
馬頭東・西



横山 清彦
☎(56)2046
下和田北・
下和田南 (3,4 組)



皆川 美知子
☎(56)2210
下和田12・
下和田南 (1,2 組)



白石 久美
☎(56)2122
元和田北・西



平 京子
☎(56)2678
中和田東部・西部



小平 清秋
☎(56)2017
海上小倉・立石